

1 耐震診断補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

(令和2年4月現在)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
県					○		県が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6	上限 なし(限度額:告示)	住民負担:なし (国:補助金1/6)	建築安全課 045-210-6257(直通)
横浜市	○						10/10	定額		建築防災課 045-671-2943(直通)
	○		○				—	定額	○ 住民負担:10,000円	
		○					2/3	上限 なし	○ 住民負担:残額	
					○		多数の者が利用する建築物 診断 2/3	上限 360万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	建築防災課 045-671-2928(直通)
					○		地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 診断 2/3	上限 360万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	
					○		横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6	上限 なし (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:なし (国:補助金1/6)	
					○	要緊急安全確認大規模建築物 5/6	上限 なし (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額		
川崎市	○		○				10/10	定額	○ 診断士無料派遣	防災まちづくり推進課 044-200-3017(直通)
					○		2/3	上限 230万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額	
					○		川崎市が義務付けた路線の沿道建築物 (H27.4から) (木造) 精密診断 3/4 (非木造) 診断 5/6	上限 (木造) 精密診断 5万円/棟 (非木造) なし (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○ 住民負担:残額 (国:補助金1/6)	
		○					予備診断 10/10	定額	建築士無料派遣	
		○					耐震診断 2/3	上限 4万円/戸	住民負担:残額	
相模原市	○						10/10	上限 12万円/戸	住民負担:残額	建築・住まい政策課 042-769-8252(直通)
		○					5/6	上限 5万円/戸	住民負担:残額	
横須賀市	○						73%	定額 10.05万円/戸	住民負担:37,000円	建築指導課 046-822-8319 (要緊急以外) 046-822-9530 (要緊急)
					○ 戸建て 住宅		第1次緊急輸送道路沿いの戸建て住宅 85%	定額 11.75万円/戸	住民負担:20,000円	
		○					予備診断 2/3	上限 12万円/棟	住民負担:60,000円	
	○					耐震診断 1/2	上限 3万円/1住戸	住民負担:30,000円		
平塚市	○						10/10 (兼用住宅の場合:税抜き全額補助)	定額	※兼用住宅の場合 住民負担:消費税相当額	建築指導課 0463-21-9731(直通)
		○					予備診断 9/10 耐震診断 1/2	上限 予備診断 18万円/棟 耐震診断 4万円/戸(区分所有者が居住するもの に限る)	住民負担:残額	
鎌倉市	○						6.7/8.9	定額 6.7万円/戸	住民負担:22,000円	建築指導課 0467-61-3586(直通)
		○					1/2	上限 150万円/棟 面積が1,000㎡未満の場合は上限1,500円/㎡	住民負担:残額	
					○		鎌倉市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6 (H28.4から)	面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡	○ 住民負担:なし (国:補助金1/6)	
藤沢市	○						一般診断、精密診断 1/2	上限 6万円/戸	住民負担:残額	建築指導課 0466-50-3539
		○	○				予備診断 1/2	上限 15万円/棟	住民負担:残額	
		○	○				本診断 1/2	上限 150万円/棟 面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡ で計算される額の1/2	住民負担:残額	
					○		藤沢市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6 (H28.7からR3.3まで)	面積が1,000㎡未満の部分は3,570円/㎡ 面積が1,000㎡以上の部分は2,550,000円+1,020円/㎡	住民負担:なし (国:補助金1/6)	

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
小田原市	○						高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 2/3	○	住民負担:残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
			○				木造の長屋・共同住宅 一般診断 2/3	○	住民負担:残額	
		○					1/2		住民負担:残額	
					○		実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3		住民負担:残額	
				○		○	1/2	上限 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物については、上限240万円/棟) 面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ で計算される額	住民負担:残額	
茅ヶ崎市	○						高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 73.7%	○	住民負担:消費税 住民負担:26,000円+消費税	建築指導課 0467-82-1111(代表)
		○					1/2	○	住民負担:残額	
					○		2/3	○	住民負担:1/3	
逗子市	○						簡易診断 3/4 一般診断 4/7	○	住民負担:残額	まちづくり景観課 046-873-1111(代表)
					○		2/3	○	住民負担:残額	
三浦市	○						簡易診断 2/3 一般診断 1/2	○	住民負担:残額	財産管理課 046-882-1111(代表)
秦野市	○						10/10	○	住民負担:残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)
		○					1/2	○	住民負担:残額	
					○		2/3	○	所有者負担:残額	
厚木市	○						一般診断 10/10	○	住民負担:なし	建築指導課 046-225-2434(直通)
		○					予備診断 1/2 (H26.7~)	○	住民負担:残額	
大和市	○						10/10	○	住民負担:残額	建築指導課 046-260-5425(直通)
			○				在来木造工法・2階建 10/10	○	住民負担:残額	
		○					予備診断 10/10	○	住民負担:残額	
					○ マン ション のみ		一般 本診断 1/2 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 本診断 2/3	○	住民負担:残額	
					○		大和市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6 (H27.4~)	○	住民負担:原則なし (国・補助金1/6)	
伊勢原市	○						10/10	○	住民負担:残額	建築住宅課 0463-94-4790(直通)
海老名市	○						一般診断 1/2	○	住民負担:残額	まちづくり指導課 046-235-9392(直通)
		○					予備診断 2/3 本診断 1/2	○	住民負担:残額	まちづくり指導課 046-235-9392(直通)
					○		2/3	○	住民負担:残額	まちづくり指導課 046-235-9392(直通)
座間市	○						1/2	○	住民負担:残額	建築住宅課 046-252-7396(直通)
					○		2/3	○	住民負担:残額	
			○ R2.5 (予定)				1/2	○	住民負担:残額	
南足柄市	○						一般診断 1/2	○	住民負担:残額	都市計画課建築営繕班 0465-73-8058
					○ 木造住宅 のみ		一般診断 2/3	○	住民負担:残額	
綾瀬市	○						2/3	○	住民負担:残額	建築課 0467-77-1111(代表) 0467-70-5632(直通)
					○		綾瀬市が義務付けた路線の沿道建築物 2/3	○	住民負担:残額	
葉山町	○						簡易診断 10/10 一般診断 1/2	○	住民負担:なし 住民負担:残額	都市計画課 046-876-1111(代表)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減		賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
寒川町	○						1/2	上限 5万円/戸		住民負担: 残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
					○		2/3	上限 20万円/棟		住民負担: 残額	
大磯町	○						一般 150㎡以下は、70/90、200㎡以下は70/100	上限 7万円/戸		住民負担: 残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
					○		緊急輸送道路沿道の住宅 150㎡以下は80/90、200㎡以下は80/100	上限 8万円/戸		住民負担: 残額	
	○						非課税世帯 150㎡以下は85/90、200㎡以下は85/100	上限 8.5万円/戸		住民負担: 残額	
二宮町	○						3/4	定額 7.5万円/戸		住民負担: 15,000円	都市整備課 0463-71-5956(直通)
中井町	○						2/3	上限 4万円/戸		住民負担: 残額	まち整備課 0465-81-3901(直通)
大井町	○						1/2	上限 4万円/戸		住民負担: 残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)
松田町	○						2/3	上限 7万円/戸		住民負担: 残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)
山北町	○						3/4	上限 6万円/戸		住民負担: 残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)
開成町	○						2/3	上限 5万円/戸		住民負担: 残額	街づくり推進課 0465-84-0321(直通)
箱根町	○						10/10	上限 8万円/戸		住民負担: 残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)
					○		2/3	上限 240万円/棟		住民負担: 残額	
真鶴町	○						2/3	定額 2万円/戸		住民負担: 残額	まちづくり課 0465-68-1131(代表)
湯河原町	○						簡易診断 2/3 一般診断 1/2	簡易診断 上限 2万円/戸 一般診断 上限 5万円/戸		住民負担: 残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
愛川町	○						1/2	上限 4万円/戸		住民負担: 残額	都市施設課 046-285-2111(代表)
清川村	○						一般診断 3/4	一般診断 上限 7.5万円/戸		住民負担: 残額	まちづくり課 046-288-3862(直通)

※) マンション: 3階以上かつ1000㎡以上、その他共同住宅: 小規模アパート等

※) 特定建築物: 多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等

※) 沿道建築物: 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等

※) 大規模建築物: 多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)

2 耐震改修補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

(令和2年4月現在)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)	
県					○		県が義務付けた路線の沿道建築物 工事(設計、工事監理含む) 1/3		住民負担: 残額 (国補助金1/30)	建築安全課 045-210-6257(直通)	
横浜市	○						—		住民負担: 残額 除却のみ賃貸物件も対象	建築防災課 045-671-2943(直通)	
		○					設計 2/3 工事監理 2/3 工事 一般 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 2/3	○	住民負担: 残額 (要安全確認設計面記載建築物の場合は別途国補助金: 設計1/6、工事監理1/6、工事1/15) (要緊急安全確認大規模建築物に該当する場合は別途国補助金: 設計1/6、工事監理1/6、工事21.8%) 段階的・部分的な設計・工事に対する補助あり		
				○	○		設計 2/3 工事監理 2/3 工事 多数の者が利用する建築物 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 2/3		○	住民負担: 残額 段階的な工事に対する補助あり	建築防災課 045-671-2928(直通)
					○		横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 2/3 工事監理 2/3 工事 2/3 除却 2/3		○	住民負担: (※木造建築物の場合 20万円) 工事・工事監理 5,000㎡未満: 2,000万円 10,000㎡未満: 3,500万円 10,000㎡以上: 5,000万円 (※木造建築物の場合 180万円)	
						○	横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 2/3 工事監理 2/3 除却 2/3		○	住民負担: (※木造建築物の場合 20万円) 工事・工事監理 5,000㎡未満: 2,000万円 10,000㎡未満: 3,500万円 10,000㎡以上: 5,000万円 (※木造建築物の場合 180万円) 除却 2,500㎡未満: 1,000万円 2,500㎡以上: 2,000万円	
					○	要緊急安全確認大規模建築物 設計 2/3 工事監理 2/3 工事 1/3		○	住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事監理 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:21.8%) 段階的な工事に対する補助あり		
川崎市	○		○				(一般世帯) 精密診断・補強計画 2/3 工事監理・補強工事 2/3 (市民税非課税世帯) 精密診断・補強計画 3/4 工事監理・補強工事 3/4		○	住民負担: 残額 ※部分改修とは住宅の1階部分のみの上部構造評点を1.0以上又は住宅の全体の上部構造評点を0.7以上にする工事をいいます。	防災まちづくり推進課 044-200-3017(直通)
				○	○		(特定建築物・小規模福祉施設等・大規模特定建築物) 設計2/3 工事23%		○	(特定建築物・小規模福祉施設等) 住民負担: 残額 (大規模特定建築物) 住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:21.8%)	
					○		川崎市が義務付けた路線の沿道建築物 (木造) 設計 3/4 工事 3/4 (非木造) 設計 2/3 工事 2/3		○	住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:1/15)	
		○					設計 2/3 工事 15.2%			住民負担: 残額	
相模原市	○						設計 2/3 工事・立会 1/2			住民負担: 残額	建築・住まい政策課 042-769-8232(直通)
		○					設計 2/3 工事・立会 1/3			住民負担: 残額	
					○		相模原市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 2/3 工事 2/3		○	住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:1/15)	
横須賀市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2			住民負担: 設計費 5.7万円/戸 工事費 残額 監理費 2.9万円/戸	建築指導課 046-822-8319(直通)
					○	戸建て住宅	第1次緊急輸送道路沿いの戸建て住宅 設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3			住民負担: 設計費 4万円/戸 工事費 残額 監理費 2万円/戸	
平塚市	○						(前2年間非課税世帯) 設計費 1/2 工事費 4/5 監理費 4/5 (その他の世帯) 設計費 1/2 工事費 4/5 監理費 4/5			住民負担: 残額	建築指導課 0463-21-9731(直通)
					○		平塚市が義務付けた路線の沿道建築物 設計7/20 工事7/20			住民負担: 残額	
鎌倉市	○						1/2			住民負担: 残額	建築指導課 0467-61-3586(直通)
藤沢市	○						1/2			耐震診断時の自己負担分も併せて還元 【還元金額上限: 6万円/戸(市の診断補助事業を利用したものに限る)】	建築指導課 0468-50-3539
		○	○				設計費 1/2 工事費 23.0% (津波浸水想定区域内の津波避難ビルの場合) 設計費 2/3 工事費 1/2			住民負担: 残額	
					○		設計費 2/3 工事費 2/3 除却費 2/3			住民負担: 残額	

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	資貨物件が 補助対象 の場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)	
小田原市	○						設計費・監理費 2/3 工事費 1/2 除却費 1/2	上限 設計費・監理費 15万円/戸 上限 工事費 85万円/戸 上限 除却費 45万円/戸	住民負担: 残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)	
		○					設計費 1/2 工事費 11.5%	上限 設計費 4万円/戸かつ220万円/棟 上限 工事費 55万円/戸かつ1,000万円/棟	住民負担: 残額		
					○		設計費 実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3 工事費 実際に係る費用の11.5%	上限 設計費 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援 補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送 道路沿道建築物については、上限240万円/棟) 面積が1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡、 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ で計算される額 上限 工事費 500万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援 補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送 道路沿道建築物については、上限1,000万円/棟)	住民負担: 残額		
						○	設計費 1/2 工事費 11.5%	上限 設計費 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化 支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急 安全確認大規模建築物は、上限240万円/棟) 上限 工事費 500万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化 支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急 安全確認大規模建築物は、上限1,000万円/棟)	住民負担: 残額		
茅ヶ崎市	○						1/2	上限 50万円/戸	高齢者等は割増20万あり	建築指導課 0467-82-1111(代表)	
逗子市	○						1/2	上限 50万円/戸	住民負担: 残額	まちづくり景観課 046-873-1111(代表)	
三浦市	○						1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 30万円/戸 上限 監理費 2.5万円/戸	住民負担: 残額	財産管理課 046-882-1111(代表)	
秦野市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 75万円/戸 上限 監理費 3万円/戸	住民負担: 残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)	
		○					設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 上限 監理費 3万円/戸	住民負担: 残額		
厚木市	○						設計費 2/3 監理費 2/3 工事費 2/3	上限 設計費 9万円/戸 上限 監理費 6万円/戸 上限 工事費 100万円/戸	○ 住民負担: 残額	建築指導課 046-225-2434(直通)	
					○		厚木市が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 2/3 工事費(工事監理費を含む) 2/3	上限 設計費 400万円/棟 (5,000㎡以上の場合は、800万円/棟) 上限 工事費・工事監理費 3,600万円/棟 (5,000㎡以上の場合は、7,200万円/棟)	○(所有者の 申請に限る) 住民負担: 残額		
大和市	○						設計・監理費 1/2 + 工事費 1/5	上限 50万円/戸	○(所有者 が申請す れば資貨 物件の種 合でも補 助対象と なる) 設計 住民負担: 残額(国補助金: 1/6)	建築指導課 046-260-5425(直通)	
		○					設計・監理費 1/2 + 工事費 1/5	上限 50万円/戸			住民負担: 残額
					○		大和市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 5/6	上限 設計 延床面積による上限あり			住民負担: 残額(国補助金: 1/6)
伊勢原市	○				○		緊急輸送道路等に接するもの 2/3 その他 1/2	緊急輸送道路等に接するもの 上限 100万円/戸 その他 上限 50万円/戸	住民負担: 残額 除却工事に対する補助制度あり	建築住宅課 0463-94-4790(直通)	
海老名市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 90万円/戸 上限 監理費 3万円/戸	住民負担: 残額	まちづくり指導課 046-235-9392(直通)	
座間市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 立会費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 収入額により割増20万/戸 市内施工者割増20万/戸 上限 立会費 3万円/戸	住民負担: 残額	建築住宅課 046-252-7396(直通)	
南足柄市	○						1/2	上限 40万円/戸	住民負担: 残額	都市計画課建築営繕班 0465-73-8058	
					○ 木造住宅 のみ		2/3	上限 532万円/戸 (神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱にて 補助対象と定める建築物(木造住宅のみ))	住民負担: 残額		
綾瀬市	○						設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3	上限 設計費 8万円/戸 上限 工事費 100万円/戸 上限 監理費 6万円/戸	住民負担: 残額	建築課 0467-77-1111(代表)	
葉山町	○						1/2	上限 設計費 6万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 上限 監理費 1.5万円/戸	住民負担: 残額	都市計画課 046-876-1111(代表)	
寒川町	○						1/2	上限 50万円/戸	住民負担: 残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)	
大磯町	○						1/2	上限 設計 10万円/戸 上限 工事 50万円/戸 上限 監理 5万円/戸	住民負担: 残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)	
		○					1/2	上限 設計 10万円/戸 上限 工事 50万円/戸 上限 監理 5万円/戸	住民負担: 残額		
			○				1/4	上限 設計 5万円/戸 上限 工事 25万円/戸 上限 監理 2.5万円/戸	住民負担: 残額		
二宮町	○						1/2	上限 50万円/戸	住民負担: 残額	都市整備課 0463-71-5956(直通)	
中井町	○						1/2	上限 50万円/戸	住民負担: 残額 但し、下記の上乗せ補助制度あり ①町内業者施工の場合、補助上限を 最大70万円に拡充 ②耐震改修工事と同時に住宅リフォーム 工事を行った場合、リフォームに要 した経費の1/2(上限30万円)を補助	まち整備課 0465-81-3901(直通)	
大井町	○						1/2	上限 50万円/戸	住民負担: 残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)	
松田町	○						1/2	上限 50万円/戸	住民負担: 残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)	
山北町	○						1/2	上限 60万円/戸	住民負担: 残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)	

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	実質物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)	
開成町	○						1/2 上限 60万円/戸		住民負担:残額	街づくり推進課 0465-84-0321(直通)	
箱根町	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)	
						○	要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) 工事(設計含む) 28.5%	○	限度額 21,000円/㎡ 住民負担:残額 (国補助金21.8%)		
湯河原町	○						補強設計費 1/2 改修工事費 1/2 現場監理費 1/2		設計費上限 240万円/戸(棟) 改修費上限 1,000万円/戸(棟)	住民負担:残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
						○	要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) 工事		上限 10万円/戸 上限 30万円/戸 上限 5万円/戸	未定	平成30年度中補助要綱制定予定 まちづくり課 0465-63-2111(代表)
愛川町	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	都市施設課 046-285-2111(代表)	
清川村	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 046-288-1211(代表)	

※) マンション:3階以上かつ1000㎡以上、その他共同住宅:小規模アパート等
 ※) 特定建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等
 ※) 沿道建築物:地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等
 ※) 大規模建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)